

平成30年度北上市議会教育民生常任委員会 行政視察報告書

1 視察期間

平成30年10月29日（月）～31日（水）

2 視察先及び視察内容

(1) 兵庫県明石市

ア こどもすこやかネットについて

イ こどもスマイル100%プロジェクトについて

(2) 社会福祉法人虹の会（滋賀県高島市）

ぎょうれつ本舗事業について

(3) 愛知県豊橋市

ア 事業系一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書について

イ 豊橋市災害廃棄物処理計画について

3 参加者

委員長 三宅 靖

副委員長 菊池 勝

委員 高橋 晃 大

委員 齊藤 律 雄

委員 安徳 壽美子

委員 星 敦 子

委員 小原 敏 道

委員 及川 誠

同行 高橋 謙 輔（教育部長）

随行 鈴木 将 司（議会事務局 主任）

◆兵庫県明石市

*明石市の概要

- ・面積：49.42km²
- ・人口：302,486人（平成30年4月1日現在）

東経135度の日本標準時子午線上にある。瀬戸内海に面しており、明石海峡を挟んで淡路島を眼前に望むことができる。気温は温暖で、古くは万葉歌人柿本人麻呂によって多くの歌が詠まれた風光明媚な地である。阪神都市圏と播磨臨海地域、そして海を隔てて淡路・四国と結ぶ位置にあり、海陸交通のうえで重要な拠点となっている。

平成30年4月1日からは中核市に移行した。

[説明員] 明石市福祉局子育て支援室子育て支援課 課長 水野 賢一 様
〃 相談担当係長 足立 亨平 様

【視察内容】

1 明石市児童健全育成支援システム「こどもすこやかネット」について

(1) 概要

児童虐待や児童の非行・犯罪の予防や早期発見、早期対応、再発防止など、児童を健全に育成するため、平成16年7月21日に明石市児童健全育成支援システム（こどもすこやかネット）を設置している。

「こどもすこやかネット」とは、児童福祉法の改正により置くこととされた「要保護児童対策地域協議会（要対協）」に位置付けられ、地域・関係機関・関係団体が一体となって、児童虐待や児童の非行・犯罪の未然防止、早期発見、早期対応及び再発防止を図るとともに、児童の健全育成に向けた施策を総合的に推進するためのネットワークシステムのことである。（調整機関：子育て支援課調整係）

(2) 目的

次世代を担う子どもを心豊かに健やかに育成するため、家庭、学校、地域、関係機関が一体となって、子どもに対する虐待の予防、早期発見・早期対応、再発防止を図るとともに、子どもの非行や犯罪を未然に防止し、健全育成に向けた施策を総合的に推進する。

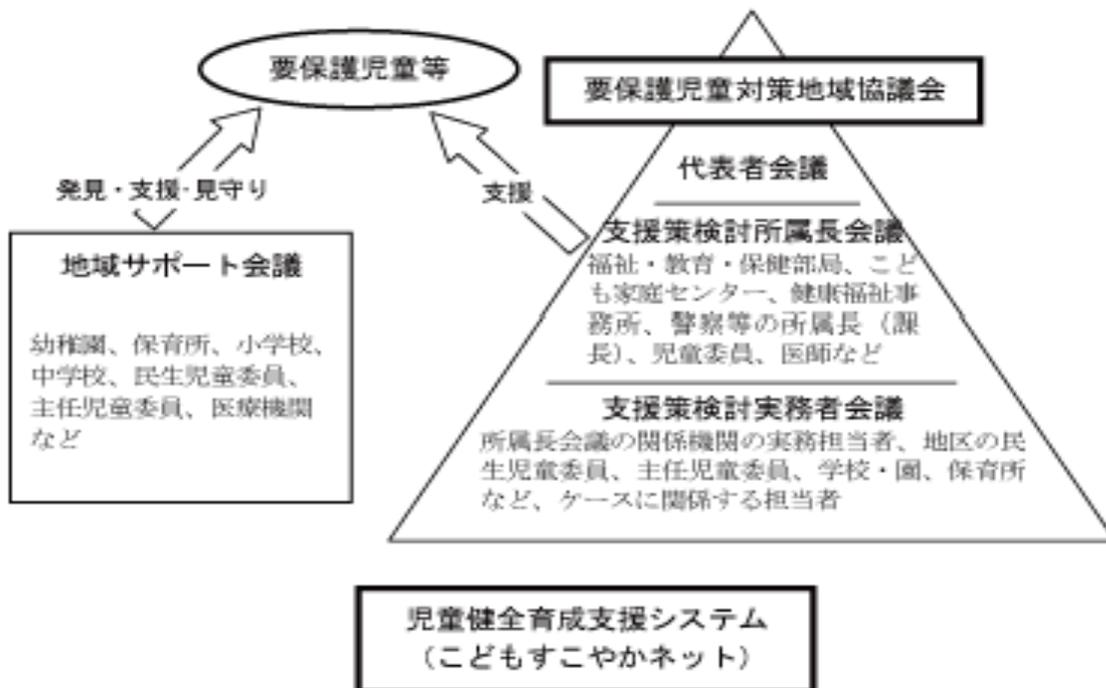
(3) 構成機関

次の図に示された機関で構成される。



(4) 構成会議

こどもすこやかネットと要保護児童対策地域協議会



ア 代表者会議

(ア) 構成機関

支援策検討会議に所属する関係団体等の代表者から推薦された者、または推薦された職にある者等。

(イ) 活動内容

本システムの活動状況の報告を受け、システム運営や児童健全育成施策等に関する協議を行っている。

イ 支援策検討所属長会議

(ア) 構成機関

兵庫県中央こども家庭センター、明石警察署、県警明石少年サポートセンター、兵庫県明石健康福祉事務所、明石市医師会、明石市民生児童委員協議会、明石市（子育て支援課、こども育成室、児童福祉課、生活福祉課、障害福祉課、発達支援課、こども健康課、教育委員会事務局学校教育課、児童生徒支援課、青少年教育課）

(イ) 活動内容

所属長会議は、2か月に1回、定期的を開催し、実務者会議での処遇困難ケースについてより高所からのアドバイス・指示を行うほか、システム運営上の課題の検討や児童虐待・問題行動等の防止に努める。

ウ 支援策検討実務者会議

(ア) 構成機関

所属長会議と同じ。

(イ) 活動内容

「定例実務者会議」は、兵庫県中央こども家庭センター、兵庫県明石健康福祉事務所、明石市（子育て支援課、発達支援課、こども健康課、教育委員会事務局児童生徒支援課）の6者で月1回開催し、情報交換する中で要保護児童の全ケースの把握を行っている。

「臨時実務者会議」は、所属長会議に参加している市、県等の関係行政機関の実務担当者、ケースに関係のある主任児童委員、民生児童委員、学校・園、保育所関係者などが参加し、個別具体的な事案を検討する個別ケース検討会議である。①情報を共有して、②問題点の把握と、③課題の抽出を行い、④各機関の役割分担を図り、⑤ケースに対して実際に支援・指導している。

エ 地域サポート会議

(ア) 構成機関

地域支援及び関わりが必要な事案について、幼稚園長、小学校長、中学校長または子育て支援課長により、当該事案の関係者のうちから招集された者。

(イ) 活動内容

地域での様々な活動を通じて得た情報を関係機関に通報・連絡する。支援策検討会議との連携を図り、地域でできることを検討し、取り組む。

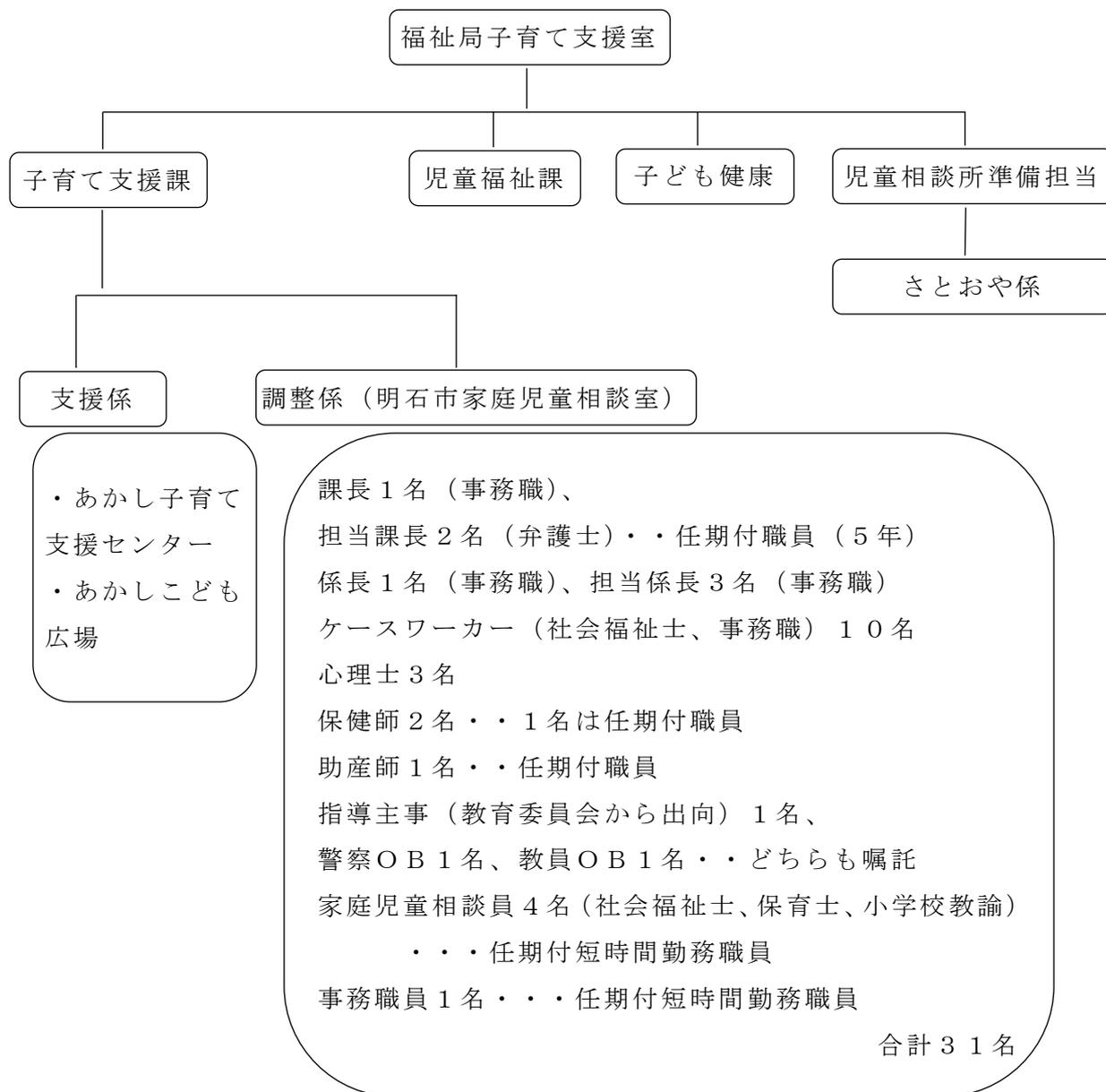
オ アドバイザー（学識経験者）

（ア） 活動内容

支援策検討会議に参加して、専門的見地からの指導・助言を行う。

支援策実施上の個別課題についての相談に対する指導・助言を行う。

(5) 市の体制（連携の窓口）



(6) 相談を受けた後の支援の流れ

ア 通告受付

電話、来庁等によって通告を受け付けた後、受付会議を開催する。受付会議は随時開催し、県のマニュアルに沿って重要度などの判断や、子どもの安全確認方法等の相談を行う。

イ 調査と安全確認

世帯構成、健診・予防接種受診歴、保育所・幼稚園・学校等での子どもの生活状況、親に関する情報、民生児童委員、医療機関からの情報収集を行う。（民生児童委員は中学校区単位で配置されており、毎月、地図付の資料を配布している。）

児童相談所の運営指針に基づき、48時間以内の安否確認を行うこととしており、家庭訪問による子どもの様子、親の態度、家の様子等の確認を行う。

ウ 通告を受理し関係機関との連携による支援を実施

通告受理は虐待と認定することではなく、子どもと家族への支援を開始することである。支援に当たっては、要対協でのケース管理において、支援目標の設定、支援の具体的な方法、関係機関との役割分担を行う。ケースによっては、県児童相談所に連絡・連携する。

(7) その他

平成31年度に、明石市独自の「児童相談所」を設置予定である（中核都市となったため設置できるようになったもの）。通告受付後に作成する資料の電子化は進んでおらず、児童相談所の設置に合わせてシステムを導入する予定である。

2 こどもスマイル100%プロジェクト

(1) 位置づけ

虐待の早期発見・予防のために行われる事業の一つに位置付けられている。

ア こどもスマイル100%プロジェクト

イ こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問）

ウ 育児支援家庭訪問事業

エ 子育て家庭ショートステイ事業（子育て短期支援）

オ 児童養護施設を活用したアウトリーチ事業

(2) 虐待の早期発見・予防のために行われる事業

ア こどもスマイル100%プロジェクト

乳幼児健康診断を受けていない、家庭訪問に行っても会えないなど、健康状態の確認が出来ていない子どもには、児童虐待を受けている可能性があると言われている。子どもの安全を確認するため、明石市内に住むすべての子どもに小学校入学までにトータルで4回、必ず面談することを制度化したもの。

この事業では、健診等で会えていない子どものいる家庭に対して、行政側から手を伸ばすアウトリーチ型の訪問として、保健師等が日中、夜間において家庭訪問し、子どもの健康状態を確認する。保健師の数を増員して、日中に会え

ない場合は土日の訪問も行い、民生委員とも連携しながら粘り強く家庭訪問を
実行している。

訪問しても会えなかった場合は、保育所や医療機関などの関係機関に連絡し、
子どもの健康状態を確認する。平成29年度はこのアウトリーチ型の訪問により、
乳幼児健診に来なかった約250人の子どもたちと接触することに成功してい
る。

どうしても子どもの安全確認ができない場合や、保護者の協力が得られない
場合は、児童手当を窓口等での現金支給に切り替え、手渡し際に子どもの安全
確認を行う、という事を周知している。手渡しをするときに保護者・児童と接
触する機会を強制的に発生させることが狙いであるが、実際に窓口支給に切り
替えた事例はまだ無い。ただし、窓口支給への切り替えを周知していることで、
健診や家庭訪問で子どもに会えない事態に対する抑止力的な効果があるもの
と思われる。

明石市
こどもスマイル100%プロジェクト

乳幼児健康診査を受けましょう！
こんにちは赤ちゃん訪問でお会いしましょう！

全国的に、「乳幼児健康診査を受けていない」、「家庭訪問に行っても会えない」などで健康状態の確認ができていない子どもには、児童虐待を受けている可能性があると言われています。

明石市では、すべての子どもの健康状態を直接会って確認することに努めています。

こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査の機会において、子どもの健康状態の確認ができなかった場合

【訪問します】
保健師等が日中、夜間において家庭訪問をし、子どもの健康状態を確認します。

【連絡します】 ※訪問して会えなかった時
関係機関などに連絡し、子どもの健康状態を確認します。

お子様の元気な笑顔を見せて下さいませよう、ご協力よろしくお願ひします。

※最終的に、どうしても子どもの安全確認ができない場合や保護者の協力が得られない場合は、児童手当を窓口等での現金支給に切り替え、手渡し際に子どもの安全確認をします。

明石市 子育て支援課
Tel:078(918)5097 Fax:078(918)5650

イ こんにちは赤ちゃん訪問事業

生後4ヶ月までの乳児のいる家庭に民生児童委員・主任児童委員が訪問する事業。子育てに関する情報を提供するとともに、養育環境を把握する。

地域で子育てを応援し、保護者を地域の相談相手と繋ぎ、子育て家庭の孤立を防ぐものである。

ウ 育児支援家庭訪問事業

専門的訪問支援とヘルパー派遣で構成される事業。

(ア) 専門的訪問支援

看護師、保育士、心理士が個別訪問による相談を実施している。

(イ) ヘルパー派遣

産前産後ヘルパーと育児支援ヘルパーの2種類があり、産前産後ヘルパーは、産前、産後（出産後1年間）、就学前までの子どもが居る家庭に利用者本人からの申請により、家事、育児支援のためのヘルパーを有料で派遣するもの。育児支援ヘルパーは、支援が必要な（虐待リスクがある）家庭にヘルパーを派遣し、家事・育児支援と子育てに関する相談、助言を無料で実施するもの。

エ 子育て家庭ショートステイ事業（子育て短期支援）

児童の保護者が社会的な事由（疾病、育児不安・疲れ、看病疲れ、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、および学校等の公的行事参加）により、一時的に家庭において養育ができない場合や、母子が経済的理由により緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童福祉施設等で一時的に養育・保護する事業。

市が受け入れ施設として認めた、乳児院、児童養護施設、ファミリーホーム（登録された里親家庭含む）において実施している。平成29年から、保護者の就業に関わる事由により平日夜間と休日に利用できる「トワイライトステイ」も開始した。

1回につき7日間以内で、年間28日まで利用できる。料金は、児童の年齢、世帯収入に応じて1日当たり0円～5,350円。

オ 児童養護施設を活用したアウトリーチ事業

市内の児童養護施設「カーサ汐彩」が持つ専門性や機動力、相談機能を活用し、市からの委託事業として、弁当の宅配を兼ねた家庭訪問による、相談援助及び子どもと家庭の状況確認を実施している。

心理士、医師、関係機関職員で構成する「アウトリーチ事業実施検討会」で、対象家庭に必要な支援の期間や頻度について決定している。

この事業の他に、「あかし子育て24時間相談ダイヤル」「あかし子ども相談ダイヤル」における、休日及び平日夜間の相談対応も「カーサ汐彩」に委託している。

【所感】

○三宅靖委員長

子どもに会えない場合には児童手当を現金支給にするという手法は、ある意味ではちょっと禁じ手かもしれない。ただ、実際には実施まで至った例はなく、抑止力的な意味があるのかもしれない。その意味では効果が出ているのだと思う。

市長の思いで子育て支援に力を入れ、その成果として人口も増えているとの事。ただ、近隣自治体からは妬まれているらしく、仲が良いとは言えないらしい。

中核都市になって子育て支援課の人数も多い、児童相談所を独自開設するためもあるらしいが、システムを実行するには人数が必要だと感じた。

○菊池勝副委員長

明石市のこども家庭相談体制は、特にも明石市のこどもと家族を対象にした児童相談所設置（平成31年4月）です。これは平成16年に児童福祉法が改正され中核市でも設置可能となっているもの（全国で3例目）。これにより兵庫県の児童相談所と二元体制を確立し、明石市は、今まで県の児童相談所が行ってきたリスクの高いケースを始め、基礎自治体として細やかな、そしてスピード感ある対応が可能になり、県は明石市以外のこどもと家族のケースを所管し、開所に向け市と連携、協力準備を進めている。

そのため「こどもを核としたまちづくり」に力を入れており、明石市児童健全育成支援システム「こどもすこやかネット」（要保護児童対策地域協議会）、すべてのこどもの健康を100%確認する「こどもスマイル100%プロジェクト」等を行っています。

中でも乳幼児健診についてこどもの確認は早期の虐待予防や継続支援につながるため未検診（会えない）場合、こどもと接点を持ち得る関係機関と連携。また夜間休日保健師等の家庭訪問や民生児童委員の訪問。そして要対協担当職員による入国管理局へ出国状況確認や警察、児童相談所との連携等、数値目標を掲げ職員が100%会うための努力をし、成果を出しているところ。また、妊婦全数面接も実施し、会えなければ家庭訪問で対応するなど、組織や体制を有効に機能させた取り組み姿勢は勉強になりました。

○高橋晃大委員

明石市では、子どもの健康状態の確認を「直接会って・・・」に拘っていた。市

長自らがこの事業に積極的になり、会えなかった子どもに対しては、保健師も土日・夜間なども自宅訪問し、児童手当の支給を職員による手渡しにするなど行政として徹底されており、非常に感心した。

庁舎の後、明石子ども広場を視察した。明石駅前の商業ビル5階にあつて、乳幼児から小学生までが屋内で思いっきり遊べる施設になっていた。北上とは全然違うなあ～と感じた。

○齊藤律雄委員

泉房穂明石市長は、就任時からこどもの健全育成を前面に掲げ、「子どもたちに絶対に会うんや、会えない家庭には私が直接訪問して、窓ガラスを割ってでも入って会ってくる」と職員に宣言し、職員の意識改革ができたことは、大いに参考にすべきと思った。

乳幼児健診などで職員が面談できなかつた保護者に対して、児童手当等の給付金の銀行振り込みをストップし、給付金を職員が直接手渡しに切り替えることを保護者に通知して、面談の取りこぼしを少なくしているという事例が報告された。

(今まで対象者はいない) この事例を参考にして当市でも実施できると思った。

担当職員(保健師等)を増員して休日、夜間を含む自宅訪問の実施、夜間は午後9時頃まで訪問など、当市でも大いに取り入れるべきと思った。

特に注目したことは、家庭児童相談所が充実していることに感銘を受けた。弁護士2名、社会福祉士10名、心理士3名、保健師2名、助産師1名、警察OB、教員OB、家庭児童相談室4名など31名体制。県の児童相談所が明石市にあるのに、次年度には独自の児童相談所を設置する予定とのこと、兵庫県の中でも「子育てのしやすい街」として注目され、他市から子育て世帯の移住者が年々増加しており、他自治体から羨望されているとの事であった。

当市でも、少子化現象を食い止める一法として、子育て世帯の移住、定住を増加させるまちづくりには首長のマニフェストが大きく重要であると感じた。

○安徳壽美子委員

明石市では、来年から児童相談所を開設する予定ということだそうだ。現在の明石市家庭相談室の職員体制は31名で、うち2名は弁護士となっている。(5年任期)児童相談所開設では常勤の勤務予定ということだそうだ。

虐待の早期発見・予防の取り組みは、こんにちは赤ちゃん訪問(当市の取り組みと同様)のほか、こどもスマイル100パーセントプロジェクトにおいて、全ての子どもの健康状態を確認できる取り組みを行っている。保健師等が訪問して安全確認ができない場合は、児童手当を直接手渡し支給方法に切り替え、子どもの安全確認が出来るようにするという念の入れようである。

また、市内の児童養護施設を活用したアウトリーチ事業として、弁当の宅配を兼ねた家庭訪問での相談支援や状況確認も行っている。

「あかし子どもでんわ相談ダイヤル」には70件の実績がある。

明石市は子どもを核としたまちづくりをすすめて、子育て施策も豊かである。結果として子育て世代の転入が増加しているということです。

子育て支援の施策はすべての子どもを対象として徹底して豊かな内容にするべきだと思いました。

○星敦子委員

全国でも有名な『こどもを核としたまちづくり』を展開している明石市。

単に子どもと言っても特に未就学児童には支援の手が行き届きにくく、保護者が乳幼児健診などに自発的に来ない場合、行政や関係機関が子どもたちに接触することはできない。そして、児童虐待の多くは、乳幼児健診などで健康状態が確認できなかった子どもたちに対して発生している。そこで明石市は、市内に住むすべての子ども（保護者ではない）に入学までにトータル4回、必ず面談することを制度化した。その一つに児童手当の支給方法の変更がある。乳幼児健診などで市職員が面談できなかった保護者に対しては、市が支払う児童手当等の給付金の振込をストップし、職員による手渡しに切り替えた。給付金がいらぬという人はまずいないことから、手渡しをするときに保護者・児童と接触する機会を強制的に発生させることができる。なお「乳幼児健診を受けないと、給付金を支払わない」という扱いをしない限り、支給方法を変更することは法的にも問題ない。

次に保健師による土日・夜間を含む自宅訪問を実施。それでも乳幼児健診に来ない・自宅から出てこないという家庭に対しては、行政側から手を伸ばして自宅訪問を実施。保健師の数を増員して、日中に会えない場合は土日・夜間の訪問も行い、民生委員とも連携しながら粘り強く家庭訪問を実行。

平成29年度はこのアウトリーチ型の訪問により、乳幼児健診に来なかった約250人の子どもたちと接触することに成功した。それでも会えない場合は警察や児童相談所等の関係機関と連携して調査を行い訪問、最終的に昨年度は「すべての子どもの健康を100パーセント確認」を実現した。実際のところ振込停止手続きまでに至った例はなく、特に事務的な経費も増えていない。アウトリーチ型の家庭訪問には人員が必要なので、それなりの予算が必要になるが、それでも億単位という支出ではない。

そもそも行政は、「子どもたち本人と会わなければいけない」という問題意識が希薄であるが、行政が本気になれば、「すべての子どもたちに面談する」ということは可能だということを明石市は証明した。

このプロジェクトの他、関連する機関で構成するすこやかネットをフル活用さ

せる明石市児童相談所を来年開設する。加えて、大人と子供専用の24時間相談ダイヤル設置、里親支援、ショートステイ事業、虐待の市民への周知事業など支援が必要な家庭だけではなく、全体家庭への支援事業が充実していた。

当市も含めて、子どもは親に従属する存在であり、親の意向さえしっかり確認できていれば問題ないという、子どもへの視点・子ども自身のための施策という考え方が欠落していると感じた。

この明石市の取組は、その気になれば他の自治体がすぐにでも真似できる画期的な施策だとは簡単には言えない。単なる人口増加や少子化、定住施策の視点で子育て支援に取り組んでいるうちは、市民に受け入れられない。「困難な市民を見逃さない！ゆえに子どもへの投資が最強のまちづくりであることから子どものために、子どもたち本人に直接接触・支援する」とのトップである首長が強い理念とリーダーシップを持って行政職員の意識を打ち壊すくらいでないとは続かない。しかし、明石市のような制度を確立すれば、当市や全国で起きている「目に見えた衰弱」を伴う虐待案件は少なくともほぼすべて発見することができるはずである。その裏には、重要な専門職である保健師の頑張りが光っていた。

一方、待機児童の数を聞いて驚いたが、政策の怠慢で増大するケースと、子育て政策充実の「好転反応」として増大するケースがあることに注目したい。

子どもが幸せになると社会全体が幸せになる！それこそが、今後、当市が目指していくダイバーシティそのものではないだろうか。

改めて子どもとは何か、子どもは個人の所有物ではなく未来ある社会の大切な存在であること。子どもに関する施策展開の所管は、やはり教育部ではなく福祉の領域であるべきではないかと考えさせられる視察であった。

○小原敏道委員

明石市では、すべての子どもの健康状態を直接会って確認することに感銘した。これには市長のマニフェストが関係していることにも、明石市の取り組みが進んでいることに関係しているとの事でした。「明石市は子どもたち本人に絶対に会うんや、会えない家庭には私が直接訪問して、窓ガラスを割ってでも入って会ってくる」と職員たちに宣言し、職員たちが奮起した結果とも言われているそうです。トップの考え方で職員の意識改革ができることは、参考にすべきと感じた。

乳幼児健診などで市職員が面談できなかった保護者に対して、市が支払う児童手当等の給付金の銀行振り込みをストップし、職員による手渡しに切り替えますという通知を保護者に伝え、面談の取りこぼしを少なくしているという事例も報告されていた。（今まで対象者がいない）これを参考に北上市でもできるのではと思った。

保健師の数を増員して日中、夜間を含み自宅訪問を実施、夜間は午後9時ごろ

まで訪問。これについても北上市でも実施可能と感じた。

子どもを核としたまちづくりを掲げ、明石駅前開発ビルの中に公共施設があり、市民が利用しやすい施設になっていた。（あかし総合窓口、こども健康センター、こども広場、市民図書館など）30万都市で財政の違いを見せられた感じをした。

○及川誠委員

泉房穂明石市長は、一期目から「こどもの健全育成」を前面に掲げて二期目、大阪、神戸のベッドタウンとして人口も伸び、兵庫県の中でも「子育てのしやすい町」として注目されている。何としても家庭児童相談室が充実していることにビックリした。弁護士2名、社会福祉士10名、心理士3名、保健師2名、助産師1名、警察OB、教員OB、家庭児童相談室4名など31名体制。県の児童相談所が明石市にあるのに、来年は市独自の児童相談所をつくるという。人口、赤ちゃんも増加、今年中核市に移行、子どもを核としたまちづくりが定着したようだ。



◆滋賀県高島市「社会福祉法人虹の会」

*高島市の概要

- ・面積：693.05km²（うち琵琶湖の面積181.64km²）
- ・人口：49,132人（平成30年10月1日現在）、高齢化率33.68%

平成17年1月1日に5町1村が合併し、広大な面積の現在の高島市となった。県の北西部に位置し、東部は琵琶湖に、南西部は大津市と京都府に、北西部は福井県に接している。気候的には冬季の寒さが厳しく、積雪量も多い日本海側気候となっている。大学が無いこともあり若者世代が少なく、高齢化率は3割を超える。

数多くの近江商人を送り出した土地柄であり、高島屋百貨店の創業者の出身地であることから高島屋の屋号の由来となっている。

*社会福祉法人虹の会の概要

- ・設立：平成8年5月、職員122名

「共に生きる」という法人理念のもと、就労継続支援B型事業所、グループホーム、生活介護事業、計画相談支援センターなど多数の事業を実施している。

[説明員] 社会福祉法人 虹の会 法人事務局地域資源担当 杉本 学士 様
" 大地 施設長 田村きよ美 様

【視察内容】

1 「ぎょうれつ本舗」事業について

(1) 事業の概要と設立経緯について（自治体との関り、補助金制度など）

この地域では、以前から福井県から魚の移動販売があり、移動販売という業態になじみがあった。平成22年に、法人内でパンを作っている事業所があり、焼きたてパンを届ける方法を考えていた。その延長線上で地域内の買い物難民の存在を知った。国が示す「工賃倍増5か年計画」に基づき、県の委託を受けた民間の事業コーディネーターの指導のもと、県の補助を受けて県内の就労支援事務所と移動販売の勉強会を開催するなどし、準備を進めた。

開始当初は、就労支援事務所等5法人とNPOやドラッグストアが参加しており、軽トラックなどで月2回移動販売を実施していた。最盛期は7～8台の販売車両で移動販売者が連なって訪問する様子から「ぎょうれつ本舗」という名称を付けた。

平成23年9月から移動販売を開始し、現在8年目である。平成24年から3年間は、高島市の協働提案事業「支え合いの社会づくりのための移動販売事業」とし

て、市の補助金を活用した。協働提案事業が終了した後も別な制度を利用して市から補助を受けた（平成29年まで）。その他に民間の助成金も活用している。



(2) 現在の活動状況

現在は、基本的に週1回、10時～14時の時間帯に、販売車は多くても2台で訪問する。その他、イベント等に呼ばれて出店することもある。現在は1回の訪問販売での売上は1万円以下であり、行政からの補助も無く、厳しい状況である。

補助金の期限が切れることを見越して、新たな業態として平成26年10月からカフェ「MIZU cafe cocco」を開設した。カフェとして営業するほかに、調理したお惣菜をぎょうれつ本舗で販売し、販売先では山菜など地域の食材を仕入れてくるようになった。



(3) 課題と今後の方向性

虹の会におけるぎょうれつ本舗の担当施設は「ドリーム・あんです」という就労継続支援B型事業所だが、最近と同様の施設も増え、一般企業等における障がい者の雇用率も上がったため、「あんです」も定員割れしている。作り手が減ったことからパンの製造も縮小せざるを得なく、最盛期に100万円/月あった売上も減少している。それに伴い、法人側の職員も削減され、移動販売に行ける人員も少なくなった。

また、ぎょうれつ本舗の開始当初に参加していた他の法人も、虹の会以外は全て撤退した。原因の一つとして、JAが移動販売に本格参入してきたため、売り上げが下がったことが挙げられる。JAに対しては、JA単独で移動販売するのではなく、ぎょうれつ本舗に参加して欲しいと申し入れたが断られている。その理由は、ぎょうれつ本舗の場合、障がい者が販売を担当している為、1ヶ所での販売に時間が掛かり、多くの場所に行けない、JAは単独で効率の良い回り方をしているので事業方針として合わないから、とのことだった。

最近ではJAの他にコンビニも配達を開始したこともあり、虹の会では「ぎょうれつ本舗」の買い物弱者の支援という役割は終わりつつあるという認識から、平成28年から生活困窮者やひきこもりへの支援もスタートしている。ひきこもりの方の仕事体験の場として、ぎょうれつ本舗の販売補助を行ってもらおう活動なども実施し始めた。

また、住民交流の場へ出かけて行き、物販が主ではなく地域の声を聞くことを行っている。その地域で困った人の情報を聞き、虹の会でできる事は対応し、できない事は関係機関へ繋ぐ、という流れを作る取り組みである。

虹の会では、人見知りで接客できなかった利用者が、移動販売により販売業務に慣れて、一般の販売会社に就職した事例もある。「ぎょうれつ本舗」事業としての運営状況は厳しくとも、移動販売を通じて、障がい者の成長に繋がっていることから、今後も事業は継続する方針である。

(4) その他

ア 虹の会の各施設における工賃は次のとおりである。

(ア) ドリーム・あんです（就労支援継続B型・就労移行）では、3万円を目標とし、一時達成したが現在は少し下がっている。

(イ) マーブル（就労支援継続B型）では、3万5千円。

(ウ) 大地（生活介護・就労支援継続B型）は1万5千円。

イ 行政に期待することとしては、地域福祉を横断的にコーディネートする人材が欲しい、とのことである。

【所感】

○三宅靖委員長

障がい者による移動販売は良いかなと思って視察したが、販売業務に時間が掛かるという点では、採算ベースに乗せる為のスピーディな移動販売にはならない事が分かった。事業者もそれを分かっただけで実施しており、今後の方向は物販から地域の困りごと解決やひきこもり支援につなげていくという方向転換が素晴らしい発想だと思う。

買い物難民は、北上市でも増えており、公共交通対策だけでは埋められない。JAなどとの協議も必要だと感じた。

○菊池勝副委員長

「福祉施設が商売しているから協力してください」。ではなく、「販売員として商品を販売する」。「障害がある人の社会参加を地域のニーズに合わせて実践しよう」。と山間、列を連ねて移動する販売車から稼ぐ仕組みを考えた店舗型へ、事業所の工賃アップから就労体験を通して障害者の自立支援（一般企業に就職）等。チャレンジし続ける姿勢は素晴らしい。

時代の変化に負けることなく、様々な経験を積み、障害をもっている人たちが働き続けることで、更なる社会参加や地域コミュニティを生み出し、人と物を循環させるまちづくりの担い手として職員と一緒に成長し合える環境づくりは勉強になりました。

○高橋晃大委員

高島市では、障害者と健常者が共にふれあい、また就労支援事業として社会福祉法人「虹の会」が車を連ねて移動しながら、山間部や高齢者世帯などの地域を回りながら生活用品などを販売して歩くおもしろい取り組みを視察しました。

最初のうちは、車列も多く賑わっていたようなお話でしたが、JAや生協なども移動販売に参入してきたため、事業としてうまくいかなかったようでした。売るものを、変えればうまくいくのではないかと思う。

○齊藤律雄委員

障がいがある人も無い人も、ともに一緒に働き、普通に暮らせる社会を目指して、福祉事務所や、就労支援に関わる企業等が連携し、食料や日用品などを移動販売する仕組みで高齢者や買い物難民といわれる地域に提供している。事業本部を「虹の会アイリス」に置き、市内各地の障がい者就労支援事業所による品目別移動販売車の組み合わせ運行をシステム化したもので、当時は、補助金を活用し

て数台（7～8台）で運行し、生活困難者が生活困難者を共に支え合う仕組み（ぎょうれつ本舗）として全国的に注目された。「ぎょうれつ」とは、軽トラックの連なる様子を表したものの。

移動商店街は、単なる小売販売機能にとどまらず、高齢者や子育て主婦等の話し相手、相談相手役を担い、巡回安否確認、地域住民交流の場づくりのような、生活支援サービス機能を持つ、安全安心な生活に貢献することを目標とした。そして、そこに働く障がい者は地域の人々と触れ合うことで成長につながり、一般企業に就労した人も数人いるとのこと。

当市でも、地域によってコンビニもない地域もあるので、このような事業を取り入れる検討をするべきと思う。

○安徳壽美子委員

過疎化が進み、高齢者にとって買い物が困難になっている地域が増えている。

高島市では、就労支援事業所や民間団体が一緒に移動商店街「ぎょうれつ本舗」の事業を行っている。そこで働く障がい者は、地域の人々と触れ合うことで、成長につながり、一般就労ができた人もいる。

この「ぎょうれつ本舗」は平成23年から始まり、当初7～8台の車で行っていたが、現在は2台。買い物弱者対策は、JAやスーパー・コンビニ等も実施するようになっている。

当市においても買い物弱者は増えている。それらの人達への対応として移動商店の発想は大変有効だと思う。ただ、財政的には、補助金なしでは運営が厳しいということのようで、そこを克服できれば、当市でも検討することは可能ではないだろうか。

○星敦子委員

障がいがある人も無い人も、ともに地域のなかで当たり前働き、普通に暮らせる社会を目指して、福祉事業所や、就労支援に関わる企業等が連携し、食料や日用品などを移動販売する仕組みで高齢者や買い物難民といわれる地域に提供している。事業本部を「虹の会アイリス」に置き、各地の障がい者就労支援事業所による品目別移動販売車の組み合わせ運行をシステム化した。当時は、補助金を活用して数台で運行。生活困難者が生活困難者を共に支えあう新しい仕組みとして全国的に注目された。「ぎょうれつ」とは、移動販売に行列が出来る事を予想したが、軽トラックの連なる様子を表したものだだった。

移動商店街は、単なる小売販売機能にとどまらず、独居高齢者や子育て中の主婦等の話し相手、相談相手役を担い、巡回安否確認、地域住民交流の場づくりのような直接的、間接的な生活支援サービスの機能を併せ持つ、安心安全な暮らし

づくりに貢献することも目標とした。社会貢献をも併せ持つ活動は、どれほど障がい者の皆さんの励みになっただろうか。8年が経過し、補助金の削減や他事業者の参入など様々な要因で事業が縮小されてはきたが、法人の試行錯誤の挑戦には頭が下がる。利益優先の時代に互いに支え合い、自分たちの出来ることを自分たちで見出していく活動は、何とか続けてほしい。次のステージを期待したい。

○小原敏道委員

障がいがある人もない人も、ともに地域のなかで当たり前働き、普通に暮らせる社会を目指し、「ぎょうれつ本舗」は、その思いを移動商店街という仕組みで実現に向け活動している団体であった。

山間部において増える傾向にある買物難民や、独居高齢者等、生活困窮者向けに移動販売車軍団を組織し、事業本部を「虹の会アイリス」に置き、各地の障がい者就労支援事業所による品目別移動販売車の組み合わせ運行をシステム化し行われていた。これからの社会、少子高齢化が続き山間部の独居老人が増えていく中で、北上市もこのようなシステムを取り入れるべきと感じた。単なる小売販売店舗集団にとどまらず、販売スタッフが独居高齢者、子育て中の主婦等の話し相手や相談相手等を担うことで広く市民の意見を聞き、巡回安否確認、地域住民交流の場づくりを兼ねていることにも繋がった。

虹の会アイリスでは、最初はあまり乗り気ではなかったJA、スーパー、コンビニが独自で買物難民対策で移動販売をしているので、中期経営計画、今後の運営の在り方を検討中であることを話されていた。

社会福祉法人虹の会では、障がい者の就労目的で、近所の農家から耕作放棄地を借り受け野菜栽培に取り組んでいたことも参考になった。働いている独居老人や障がい者の労賃が1人3万円を目標にしていた。野菜ばかりでなく色々の商品を作り、販売していた。

○及川誠委員

滋賀県高島市は高齢化が進む地域で、平成30年9月末33.68%、平成28年1月末32.7%と確実に進んでいる。8年前から障がいのある人の働き場として始めたのが、移動販売の「ぎょうれつ本舗」である。社会福祉法人虹の会が事業主体で、平成9年に知的障がい者通所授産施設として開所、現在は就労移行・就労継続支援B型・生活介護の事業所が5か所、居宅介護事業所1か所、グループホーム8か所も運営している。移動販売車は最初県補助で3台導入したが、現在は1台。スーパーや農協、コンビニも参入している。虹の会の従業員は現在118人、給料30,000円が目標というが、現在は15,000円（最高で35,000円）、地域貢献として取り組んできた、ぎょうれつ本舗事業も継続するためには財政的に厳しく、カフェ「M I Z

U cafe cocco」をオープンさせた。私たちの昼食はそのカフェで御馳走になった。

ひとと財源確保にがんばっているようであった。



◆愛知県豊橋市

＊豊橋市の概要

- ・面積：261.86km²
- ・人口：377,237人（平成30年10月1日現在）

東は静岡県、南は太平洋、西は自動車の輸入台数・金額とも全国第1位を誇る三河湾に面しており、豊かな自然と温暖な気候に恵まれている。戦前は軍都・製糸のまちとして知られていたが、近年は農商工がバランスよく発展し、戦後に開拓された市南部の農地を中心に全国トップクラスの農業生産額を誇っている。

市中心部は豊橋駅を中心に商店街が発達しており、駅前から市東部方面に通る路面電車（市電）は市民の足として親しまれている。吉田城跡や豊橋ハリストス正教会が見どころである。

平成11年4月より中核市に移行。

[説明員] 豊橋市福祉環境部環境政策課 課長 荒川 克己 様
" 課長補佐 夏目 幸宏 様
" 資源循環グループ 鈴木 良尚 様
" 森 敬広 様

【視察内容】

1 事業系一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書について

(1) ごみ減量への取り組み状況全般について

ア 家庭系ごみ

平成28年度から指定ごみ袋制度を導入したが、手数料化は未実施である。

平成29年度年度からは、生ごみの分別収集を開始した。生ごみは指定ごみ袋で回収し、ごみ袋は選別機で除去している。同じく平成29年度からびんやカンのゴミステーションでの収集への移行など、ごみ分別、収集体系の変更を実施している。

今後は古紙（特に雑紙）の分別啓発に取り組むこととしている。

イ 事業系ごみ

事業系ごみガイドブックを作製し、市内事業者配布している。

事業系生ごみは、国内最大級のバイオマス利活用センターで受け入れを行っている。

事業系古紙の分別徹底のため、古紙リサイクルヤード（市内17か所にある古紙の無償回収拠点。古紙回収業者によって開設されており、13か所では事業系古紙を受け入れている）の周知を行っている。

事業系廃棄物を受け入れている豊橋市資源化センター（中間処理施設）では、搬入検査や、指導を実施している。

(2) 再利用・減量の計画書を求めるようになった経緯及び効果

ごみ減量には、家庭ごみだけではなく事業系ごみを減らすことが重要と認識している。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の2には「事業系一般廃棄物の減量に関する計画書の作成を指示することができる」とされており、「豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」を制定して、計画書を作成、提出させる事により、目標をもってごみ減量に取り組むなど、事業者の意識向上を図っている。

行政側としても、事業者の一般廃棄物の処理状況を把握することにより適切な指導、啓発活動につながっている。

(3) 計画書の内容や達成状況に対する指導や評価等について

計画書の達成状況については、事業者全体での再利用率を算出し、目標値を紙類80%、全体55%とし、事業者への廃棄物の再利用及び減量を呼び掛けている。

当初は、個々の事業者に対して、計画書とその達成度合いに応じて指導等を実施していたが、現在は計画書の提出事業者が多くなり、実施できていない。

平成29年8月から、バイオマス利活用センターで事業系生ごみの受け入れが始まり、一般廃棄物運搬許可業者に対する周知、啓発に加え、一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書の厨芥類の排出量が多い事業者（大規模な飲食店など）に対しても、直接訪問して説明などを実施している。

(4) 対象事業者の認定について

「豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則」第3条により、次の条件に該当する事業所には計画書の提出を義務付けているが、罰則規定は無い。

ア 延床面積が1,000㎡以上の建築物

イ 延床面積が1,000㎡未満の建築物で、市長が現に多量の一般廃棄物を排出すると認めるもの

アについては、市民税課へ照会し、新たに該当する事業者及び非該当となった事業者を加除しながら管理している。

イについては、多量の廃棄物の排出が予想される業種を絞り、商工会議所等へ照会している。

(5) 事業者からの反応及び未提出事業者への対応

毎年4月中に提出するものと認識しており、市からの通知を受け取る前に準備している事業者も多い。収集を委託している一般廃棄物収集運搬許可業者に丸投げで、廃棄物について全く把握していない事業者や、一般廃棄物と産業廃棄物との区別も出来ていない事業者も見受けられるなど、事業者間でごみ減量に対する意識の格差がある。

計画書を提出しない事業者に対する提出の催促は実施していない。

平成30年度の実績は、対象319社中192社が提出している。

(6) 課題と今後の見通し

目標としている数値（事業者全体での再利用率＝紙類80%、全体55%）は達成しているものの、事業者によってはバラつきが多いため、更なる再利用率の向上に向けて底上げが必要と考えている。

特に、古紙の分別排出、リサイクルの推進を中心とした取り組みを進めるとともに、一般廃棄物収集運搬許可業者とも連携しながら、事業系一般廃棄物の生ごみの分別及びバイオマス利活用センターへの投入の促進を図る。

(7) その他

バイオマス利活用センターは、PFIにより建設したもので建設経費は約150億円であった。下水汚泥、生ごみ、し尿処理浄化槽汚泥を利用したバイオガス発電を行っており、一般家庭の約1,890世帯分にあたる電力を生み出している。また、生ごみ等をバイオガス原料として集約処理することにより、20年間で約120億円の処理費用削減が見込まれている。生ごみの処理過程では、破碎分別機でビニール類などの発酵不適物を除去し、更に沈殿物除去層で、卵、貝殻類、魚の骨なども除去される。除去された不適物は資源化センターに送られて処理される。

2 豊橋市災害廃棄物処理計画について

(1) 計画策定の経緯について

平成26年3月に環境省が災害廃棄物対策指針を策定した事で、愛知県は平成27年度に県として災害廃棄物処理計画を策定する方針を打ち出した。これを受けて、南海トラフ地震による甚大な被害が予想される豊橋市においても、災害廃棄物処理計画の策定が急務と考え、平成27年度に策定したものである。その後、モデル事業における提言を受け、平成28年度に改定した。

平成32年度までには愛知県内全ての市町村で策定予定となっている。

(2) 広域的な処理体制の整備・調整状況について

愛知県全体で各市町村の他に、廃棄物処理系協会・団体、環境測定分析協会、リース会社、プラントメーカー等と協定を結んでいる。

処理体制については、平成29年度に愛知県産業廃棄物協会の協力を得て、東三河地域の廃棄物処理事業者に対して、災害廃棄物の処理委託を見据えたアンケート調査を実施し、現在、その回答を取りまとめている。今後は、アンケート結果に基づき、現実的な協力体制の検討を実施する予定。

(3) 計画のポイントについて。

特に片付けごみの持ち出し場所として、平時のゴミステーションではなく、200㎡規模の公園等を集積所として位置づけている。これにより、平時のゴミステーション及び周辺の乱雑化による分別秩序の崩壊防止と、収集効率の向上を目指している。

仮置場必要面積の算出において、環境省の対策指針には無いが、廃棄物処理法に定める積み上げ保管時の勾配基準を採用し、仮置場の現実的な運用を想定している。

(4) 市職員、市民、事業者への周知状況について

市職員に対しては、年度の初めに環境部内の災害廃棄物担当者を集めて、計画概要を説明している。また、環境省が主催する災害発生時を想定した情報伝達訓練にも参加している。

市民に対しては、計画策定時のパブリックコメントと、計画策定後のホームページ掲載により周知を行っている。

事業者に対しては、求めに応じて廃棄物処理事業者の集まりに出向いて概要説明を実施したことはあるが、積極的に周知を行っている状況ではない。

(5) 集積所及び仮置場について（該当地域や地権者から理解を得られているか）

仮置場の公園等は全て市の所有地であり、それぞれの担当部局との調整は済んでいる。

仮置場周辺の住民に対しては、積極的に同意を求める動きは行っていない。ただし、実際に災害が発生した場合には、何らかの方法で同意を得る必要があると考えている。

(6) 計画を運用した実績について

平成29年の突風に伴う廃棄物を処理する際に、地元自治会と協議し、公民館に集積所を開設した実績がある。当該災害の被害が限定的であった事と、戸別収集と併用した為、当計画本来の効果は発揮されなかった。

(7) 課題と今後の見通し

災害廃棄物処理計画は、発災後に「同計画に基づいた実行計画を策定し、その実行計画に基づいて災害廃棄物を処理する」という発想で策定されている。しかし、昨今の状況では、実行計画を策定する間に、廃棄物処理が崩壊しており、発災直後から実効性を発揮する「何か」の必要性と、市民にその内容を伝える「何か」が必要だと考えている。

今後は、処理計画と実行計画を繋ぐ、行動マニュアルの策定を検討している。また、災害廃棄物処理を分かり易く伝えるガイドブックの作製に取り組んでおり、このガイドブックは、市民のほか、外部から来たボランティアにも役立ててもらおう狙いもある。

【所感】

○三宅靖委員長

事業所に対し、計画書を提出させるというのは、中々良い取り組みだと思う。ただ、その内容について、運搬業者などから聞かないと分からない点が多いので、丸投げになっているのかもしれない。丸投げでは、本来の狙いである事業者のごみ減量に対する意識向上が図れないと思われ、対応策が必要だろう。

7月の西日本豪雨では、災害廃棄物の処理計画を策定していた自治体と策定していなかった自治体では、廃棄物処理に掛かった手間や時間が大きく異なったとの報道があった。当市においても、策定を急ぐべきだと感じた。但し、その場合、発災後に直ちに実行できるマニュアルを、災害の規模や内容に応じて、複数パターンを準備しておかなければならないと思われる。

○菊池勝副委員長

平成27年度に災害廃棄物処理計画を策定（平成28年度改定）している。ポイントについては、災害廃棄物片付けごみの持ち出し場所は、平時のごみステーションではなく、200㎡規模の公園等を集積所として位置づけしている。（200カ所設置できる）。実際に発災し集積所となった場合、衛生管理を行う計画となっている。

また、現在一般的なごみの収集方法とは違うため、災害廃棄物処理について発災前後に市民、ボランティア向けに配布する一時仮置き場の製図や資機材、考え方等のガイドブックの作成に取り組んでいるそうです。

当市は、北上市地域防災計画の20節に廃棄物処理・障害物除去計画が記載されておりますが、発災時の災害廃棄物処理に限定した、職員、市民、事業者が見やすい、分かりやすいガイド作成が必要ではないか。

また、事業系一般廃棄物、生ごみの処理については、国内最大級の豊橋市バイオマス利活用センターがあり、実際にセンター内を見たかったです。

○高橋晃大委員

豊橋市は、「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されており、発災時の廃棄物処理対策の充実と強化を図るため、平成28年3月「豊橋市災害廃棄物処理計画」を策定した。

他にも、生ごみからバイオマスエネルギーを作る話などを聞いて、どちらかといえば、バイオマス発電の話の方が興味津々でした。

○齊藤律雄委員

延床面積が1,000㎡以上の建築物と延床面積1,000㎡以下でも市長が大量に廃棄物を排出すると認める事業所に「減量に関する計画書」の提出を求めていることは、良い取り組みと思われるが、その内容において、平成30年度の実績は、対象業者319社中192社で計画書を提出しない業者に対する催促はしないとのことで達成率は60%であり、事業者間でごみ減量に対する意識の格差があり、事業者のごみ減量に対する意識向上に関しての対応策が必要と思われるが、当市でも「ごみ減量に関する計画書」の提出については検討に値する。

生ごみによるバイオマス事業は、家庭や事業所からの生ごみを受け入れるセンターが国内最大規模であり、減量につながり業績も良いそうなので、当市でもこれの研究も必要と思われる。

災害廃棄物処理計画については、南海トラフ地震が予想される中、平成27年度に策定し平成28年度に改定し、広域処理体制の整備が確立し、市職員、市民、事業者が理解をしていて、平成29年の突風被害時に成果を上げているとの報告であった。当市でも、災害廃棄物処理計画の策定は必要。

○安徳壽美子委員

災害が発生した場合の災害廃棄物は、仮置場の確保や処理施設の確保等、周辺自治体との協力が必要である。

しかし、災害が広範囲になれば、県を越えての協力体制になるだろうし、原発事故による汚染廃棄物等においては、仮置場、処分も困難が予想される。

豊橋市においても、計画では、仮置場の充足率は大幅に不足している。

自然災害が大規模化するなかで、災害廃棄物の想定量を考え、その処理につい

て当市においても広域の自治体の協力を求めていかなければならないと思った。

他に豊橋市での生ごみバイオマス事業は、家庭や事業所からの生ごみを受け入れるセンターが国内最大規模ということで利益も出ているようで、ごみの減量にもつながり、生ごみによるバイオマス事業の研究も必要ではないだろうか。

○星敦子委員

東日本大震災は、広範囲に渡る被害とともに膨大な災害廃棄物をもたらし、その処理は困難を極めたことから、環境省は、「災害廃棄物対策指針」を策定し、災害時の廃棄物処理を迅速に進めるために、可能な限り事前に対策を講じておくことの重要性を示した。豊橋市は、「南海トラフ地震防災対策推進地域」、特に著しい津波災害が生ずる恐れがある地域として「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されている。

このような中、発災時の廃棄物処理対策の充実と強化を図るため、「豊橋市災害廃棄物処理計画」を平成28年3月に策定した。

組織体制、処理方針、処理スケジュール、処理フロー、集積場、仮置き場、処理施設など細かな事項まで計画に示されている。しかし、東日本大震災時もそうだったように既存の処理施設のみでは処理困難であり、民間施設、仮設焼却施設による処理が必要となる。また、仮置き場面積の不足が予測されることから、住民の協力や理解をあらかじめ取っておく必要があると感じた。

計画を発災時に即効生かせる「行動計画」の策定が何より重要であり、市民にいかに浸透させるかが鍵となる。当市では、広域の大きなクリーンセンターがあるが、不燃ごみはそれぞれの構成市町での処理となっており、近隣市町村での連携はかかせない。大型台風や地震、大規模火災に備えて北上市災害廃棄物処理計画および行動計画の策定に取りかかる時期に来ていると実感した。

○小原敏道委員

豊橋市では平成28年度から指定ごみ袋制度を導入、29年度から生ごみ分別収集、瓶、缶のごみステーションでの收拾への移行などのごみ分別、収集体系の変更をしていた。指定ごみ袋、分別収集については北上市の方が進んでいると感じた。ただ目標値の設定については、紙類を80%にしていた事には参考にしたいと感心した。

29年8月からバイオマス利活用センターで事業系生ごみの受け入れを始め、一般廃棄物収集業者に対し周知啓発に加え、厨芥類の排出量が多い事業者に対しても、直接訪問して説明するなど、周知、啓発に努めていた。周知に当たっては警察OBを再雇用して担当者にしていただけると感じた。

バイオマスセンターは発電施設で、下水汚泥、し尿、浄化槽汚泥、生ごみをエ

エネルギーに変えていた。一般家庭の約1,890世帯分の電力を生み出すと説明されていた。PFI事業者で市が委託して運営、20年間で約120億円の生ごみ処理費用の削減が見込めると試算していた。採算性を考え北上市単独では無理と感じた。

ごみ減量の取り組みとして、廃棄物の処理及び再利用に関する条例で、延床面積が、1,000㎡以上の建築物の事業者に、一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書を市長に提出義務を課していた。これについては北上市も事業系のごみ減量の為にも即やるべきと感じた。

○及川誠委員

事業系のごみを減らすのが、どこの市でも課題である。豊橋市は条例で延床面積1,000㎡以上の建物と延床面積1,000㎡以下でも市長が現に多量の一般廃棄物を排出すると認める事業所に「減量に関する計画書」の提出を求めている。提出しない業者が多いのにその催促はしないと言う。紙類の再利用率80%は達成(87%)、ばらつきが多いとのこと。生ごみ分別とバイオマス利活用センターの投入を図っていくとのこと。

災害廃棄物処理計画については、南海トラフ地震が言われる中、広域的処理体制の整備が出来ていて、市職員、市民、事業者のそれぞれに徹底していて、早速平成29年の突風被害時に実績を上げている。災害はどこでも起こりえる昨今、北上市でもこのような廃棄物処理計画は必要と思った。

